

## 若桜町監査告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年12月28日

若桜町監査委員 藤原重明

同 山根政彦

記

### 定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成29年12月26日(水)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 税務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
  - 延滞金の徴収事務について
    - ア 調定から徴収までの書類の確認(本年度分)
  - 町税等の収納事務について
    - ア 口座振替及び納付書納入の状況(割合)
    - イ 今後の納入方法の見通し(コンビニ、インターネット、クレジットカード等)
  - 国民健康保険制度改正に伴う税率の見通しについて
  - その他、所管に関する事
- 4 監査の着眼点 (1) 延滞金の徴収事務は適正に行われているか。  
(2) 収納事務に改善の余地はないか。
- 5 監査の結果 指摘事項は特になし

以上